

藏が歸り候哉とて、寢卷の上に帯を結び、脇指の下緒を口にくはへ候て罷出、何とて罷歸候哉と尋候處、六藏申候は、其儀にて御座候。今般の儀私も豐藏申合候事故、身の禍をのがれ爲可申、他國に立退候處、主人市兵衛閉門被仰付、畢竟私罷出候はゞ、急度可被仰付候様子に候旨承及候。是は其分に罷在がたき儀と奉存罷歸候。無左ては、恐くは御尋に候ても罷出申儀にては無御座旨申候て、脇指を抜候て後へ投捨て致平伏候。主人申候は、脇指やはり指可罷在候。其方は脇指など取候者にては無之候。扱々勇成者にて候。追付可達御聽候。死罪などに被仰付事にては有まじく候。若又被仰付候ても、此方命に替候ても、其方儀は命を助とらせ可申候。左様に心得可申旨にて、扱同役被申合、若死罪などに被仰付候ても、兩人申合幾度も御断申上候て、一等御宥免有之様に可申上候旨申合候て達御聽候處、にくき奴にて候へ共、其身主人閉門の段承候て罷歸候儀、奇特千萬成儀に被思召。依之市兵衛閉門御免許、右六藏、市兵衛へ被下候間、勝手次第召使可申旨被仰出候て、一生市兵衛方に令奉公候。毛利久左衛門屋敷、其時分より

三山市兵衛屋敷の向也。  
 一、本朝正史に載せざる年號  
 孝靈列高 應神國運 武烈善紀 繼體殷到正和此中號成永體體善紀和花園常用之  
 宣化定曆 欽明師安 大長明要 法清兄弟  
 敏達賢棟 顯照金光 用明倭重 崇峻端政  
 推古善德 顯正始哭 吉貴定曆 舒明聖照 信安  
 孝德常色 天智中元 天武崇安 持統大和 文武大長  
 右疑年號。我國朝正史不載之。唯古跡寺社縁起等小説中多見焉。或曰。朝鮮史錄中有之。未詳其書名云。  
 一、西三條殿夢得の和歌  
 いつはりのなき世を仰げめにみえぬ神の誠の動く心に  
 右西三條殿夢得の和歌。今公福卿の父也。  
 一、笠間源六・野崎惣八勘氣御免  
 微妙公從江戸御歸藩の時、笠間源六・野崎惣八御供いたし、於御旅館博突いたし、聲高に罷成候て御意に違、夫より御言葉もかゝり不申候。扱於小松御城も、御番張札の内に交名も被除候。其時分は御番所々々に、御番人の交名連書し、具に御判被遊候旨。此内にも右兩人の名は無之候。然共仲

間の詰所へ罷出、無懈怠令勤番候得共、終に御詞懸り不申候。翌年東海道より江戸へ被成御座候時分、御供の被仰出も無之候得共、又兩人致御供候。大井川水餘程出候て、難涉程に候得共、御馬にて可有御渡由被仰候。其時兩人申合候は、此時大事の所にて候。たとひ水に溺候ても、御馬の側を少し離間敷候由、互に約諾いたし候て御供仕、川を渡り申候。半渡り候時、御刀筒持申候御徒小兵にて、既に水に溺れ御刀筒へも水入可申と仕候時、源六やがて御刀筒を取候て御供仕候。其時源六川岸に成候て、却てころぶ者じやと御意に候て、源六へは御詞懸り申候。惣八は何も可仕事無之、見合罷在候處、御乗上り被遊候へば御馬沓切申候。沓籠等も跡へ下り申候。其際に宿有之候て、賣沓かゝり有之を見付候て、惣八やがて走寄、沓を取候て自身打申候。然處へ右の宿中より、老女一人走出候て、代も不拂沓を取候。狼藉とて走寄り候を不構、沓を打仕廻候て、懐より錢二三十文取出し、やかましき奴めとて面へ打つけ候へば、錢ははら〜と地へ落申候を、御馬上より御覽被成、惣八それはいかい事じや、過るは〜と御意にて候。此時初て

兩人へ御詞懸り、其後は又如元被召使候。  
 一、天野藤太夫の律儀  
 微妙公今の堂形にて通矢被遊候。百箭御通し可被成とて、度々被爲射候得共、八九十迄は通り候て、百箭には終に滿不申候。或時堂形御米倉裁許の天野藤太夫といふものに、矢目被仰付候。其時九十二三本通り候て、今少に罷成候時、其内一本答不申候。御意には唯今の矢は、慥に通り候と思召候、何とてこたへ不申候哉と尋候へと御意に付、御近習衆尋被申候へば、天野申候は、通り不申候。はき矢にて候由申上候。去ども慥に通り候と、再三御意に付、二三度も問返し候得共、兎角通り不申候。はき矢無紛候由御請申候。以の外御機嫌あしく、弓矢を御投被成御入被成候。其後何も藤太夫へ申候は、何にも成不申儀を申上候。通り候と申候へば宜敷候。今少に成候て残念成儀、御機嫌もそこね申由申候へば、藤太夫申候は、左様に無之候。御前に通り候哉、不通候哉、御覽難被成候に付、矢目被仰付候。然れば此方の目は、御前の目と申者にて候。然所通りもせぬ矢を、通り候と申候儀は、譯立不申候。又夫程はき矢をも、